

3) 行政に期待する施策

行政に期待する施策

- 行政に対しては、「経済的支援」、「子育てに関する多様な需要に対応したサービスの提供（民間企業との連携・役割分担も考慮）」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「安全・安心な地域環境の充実」などの施策を重点的に展開することが望まれている。
- なお、北陸新幹線の開通を契機とした通勤圏及び通学圏の拡大が予測されることから、自治体の連携による広域的な施策展開が望ましい。

「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」より

少子化に対処するための施策についての考え方について

- 施策の方向性としては、「結婚や出産を阻む社会経済的・心理的要因を取り除くような環境整備をし、結果として少子化を解消すべき」（約 82%）が最も多くなっている。

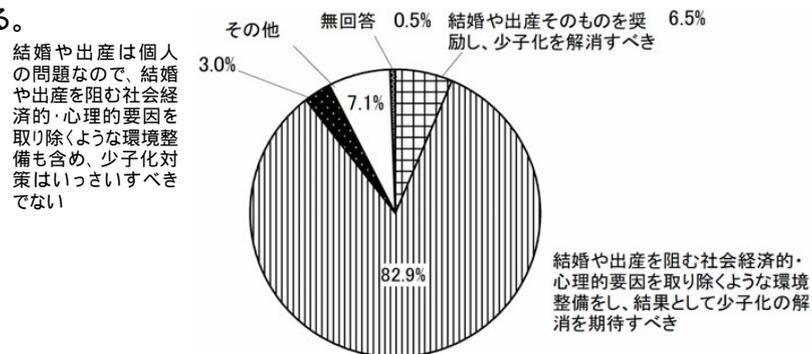


図 4-12 「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」
少子化に対処するための施策

- また、少子化に対処するための分野別施策について「特に重点を置いて実施すべき」項目として、保育サービスや社内の育児支援制度など子育てと仕事の両立を可能にする環境整備（1、2、4）や安全・安心な地域環境の充実（3）、経済的支援（5）などの割合が高い。

- | | |
|---|---------|
| (1) 働く者の多様な需要に対応した保育サービスの充実 | (59.0%) |
| (2) 育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備 | (53.6%) |
| (3) 子どもが犯罪、交通事故等から守られる地域環境の整備 | (51.7%) |
| (4) 労働時間の短縮など子育てしながら働きつづけることのできる環境の整備 | (50.2%) |
| (5) 子育ての経済的負担を軽減するための税制上の措置 | (47.9%) |
| (6) すべての子育て家庭を支援する拠点の整備など、多様な子育て支援サービスの充実 | (47.1%) |

【出典】「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kentoukai/k-2/r1enquette.html>

図 4-13 「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」
少子化の対処施策

「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」より
少子化の対処施策について

表 4-3 「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」少子化の対処施策

	特に重点を置いて実施すべき	重点を置いて実施すべき	重点を置いて実施する必要はない	実施すべきではない	わからない・無回答
(1) 雇用環境の整備					
(1-1) 育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備	53.6	38.3	5.3	0.8	2.0
(1-2) 労働時間の短縮など子育てしながら働きつづけることのできる環境の整備	50.2	37.3	8.0	1.3	3.2
(1-3) 出産・子育てのために退職した者の再就職の促進	29.4	54.7	10.9	1.0	4.0
(1-4) 情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化などによる多様な就労機会の確保	17.7	54.1	20.1	1.7	6.5
(1-5) 職場における固定的な性別役割分業、職場優先の企業風土等の雇用慣行の是正	36.3	39.8	18.9	2.0	3.0
(2) 保育サービス等の充実					
(2-1) 働く者の多様な需要に対応した保育サービスの充実	59.0	32.2	6.0	0.7	2.2
(2-2) 幼稚園の機能の充実	16.7	46.1	27.7	1.7	7.8
(2-3) 子育てに関する情報の提供・相談の実施	24.9	57.2	13.6	0.2	4.2
(3) 地域社会における子育て支援体制の整備					
(3-1) すべての子育て家庭を支援する拠点の整備など、多様な子育て支援サービスの充実	47.1	40.1	9.5	0.7	2.7
(3-2) 子育てサークル、母親クラブ等子育て支援活動を行う民間団体の支援	23.2	51.9	18.4	1.7	4.8
(3-3) 子どもと他の世代との交流の促進	20.6	48.1	23.4	1.2	6.8
(4) 母子保健医療体制の充実等					
(4-1) 妊産婦、乳幼児に対する母子保健医療施策の促進	36.2	49.8	11.1	0.5	2.5
(4-2) 子どもを生みたい方々の不妊治療の支援の充実	21.1	43.1	24.7	3.6	7.5
(5) ゆとりのある教育の推進等					
(5-1) ゆとりある学校教育の実現	18.6	28.0	30.2	16.7	6.5
(5-2) 子どもに対する多様な文化体験・スポーツ体験・社会体験機会の提供	29.2	45.3	19.2	2.8	3.5
(5-3) 家庭教育への支援の充実	20.6	44.4	24.4	4.0	6.6
(6) 生活環境の整備					
(6-1) 子どもの養育・成長に適した良質な住宅の供給	23.4	41.6	26.2	3.5	5.3
(6-2) 安心して子どもを遊ばせることができる広場等の整備	34.3	51.2	10.1	1.5	2.8
(6-3) 子どもが犯罪、交通事故等から守られる地域環境の整備	51.7	40.0	5.8	0.7	1.8
(7) 経済的負担の軽減					
(7-1) 児童手当の拡充	39.5	37.6	18.1	1.7	3.2
(7-2) 子育ての経済的負担を軽減するための税制上の措置	47.9	36.0	11.9	1.5	2.6
(7-3) 子どもの教育に係る奨学事業の拡充	37.6	44.4	12.4	1.5	4.0
(7-4) 子どもの医療に係る負担の軽減	40.1	44.9	10.4	1.0	3.5
(8) 教育及び啓発					
(8-1) 子育てにおいて家庭が果たす役割や家庭生活における男女の協力の重要性等についての教育、啓発活動の推進	38.6	40.5	15.9	1.3	3.7
(8-2) 安心して子どもを生み、育てることのできる社会の形成についての教育、啓発活動の推進	44.6	39.1	11.8	1.8	2.7

【資料】「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kentoukai/k-2/r1enquette.html>

「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」より

分野別の施策の在り方について

1) 雇用環境の整備

- ・育児休業を充実させ、職場復帰を容易にすること、また、育児休業中の所得保障を充実させること
- ・労働時間の短縮やワークシェアリングを進めていくこと
- ・男性を含めた働き方の見直しを進め、男性の子育て参加を促進すること
- ・助成金や税制面の優遇など、雇用環境の整備を進める企業への援助を行うこと
- ・経営者の意識改革を進めること

2) 保育サービス等の充実

- ・低料金で質の良い保育園を数多く作ること
- ・待機児童をゼロにすること
- ・延長保育や夜間保育など多様な保育サービスを充実すること
- ・幼稚園と保育園の縦割りをなくして一元化をはかること

3) 地域社会における子育て支援体制の整備

- ・子育て支援センターやつどいの広場など、子育て支援の拠点を整備すること
- ・地域の子育て支援のネットワークづくりを進めること
- ・子育て支援のスタッフを確保し、専門性を高めること
- ・高齢者と子どもの交流など、世代間交流を進めること

4) 母子保健医療体制の充実等

- ・気軽に相談、受診できる小児科医療体制を充実すること
- ・不妊治療の経済的・精神的負担に対するサポートを充実すること

5) ゆとりのある教育の推進等

- ・きちんとした学力をつけるような学校教育を行うこと
- ・人生を切り開いていく力をつける教育、人格形成に役立つ教育を行うこと

6) 生活環境の整備

- ・広くて安価な住宅を供給すること
- ・犯罪から子どもを守る環境づくりを進めること

7) 経済的負担の軽減

- ・児童手当の額を拡充するとともに、支給期間を延長すること
- ・子育て世帯、特に多子世帯への減税を行うこと
- ・特に高等教育について教育費の負担軽減を図るとともに、奨学事業を拡充すること
- ・子どもの医療費の軽減を図ること

8) 教育及び啓発

- ・子育ては楽しく、やりがいのあることであるという教育・啓発を行うこと
- ・家庭の大切さや役割について教えていくこと
- ・男性の育児参加の拡大等、男女が協力して子育てをすることについて教育・啓発を行うこと

9) その他

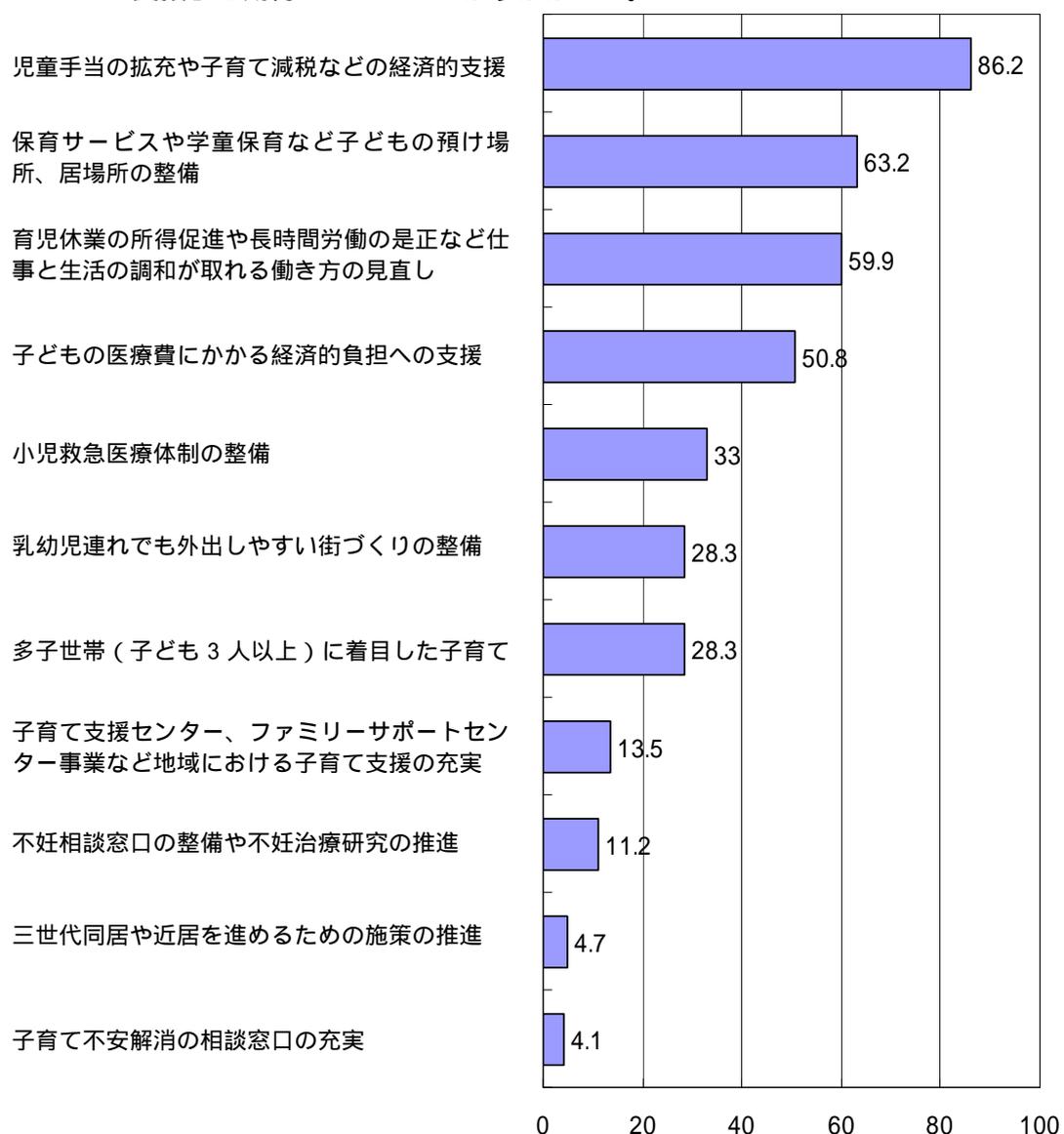
- ・未来に希望を持って、安心できる社会をつくること

【出典】「少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kentoukai/k-2/r1enquete.html>

「子育て支援に関する県民調査」(富山県)より

少子化対策・子育て支援に対する希望について

- “子どもを(もう一人)欲しい”という気持ちになるために、どのような少子化対策・子育て支援策が拡充されるべきかという設問に対し、回答者の約86%が「児童手当の拡充や子育て減税などの経済的支援」を望んでおり、次いで、「保育サービスや学童保育など、子どもの預け場所、居場所の整備」(約63%)、「育児休業の取得促進や長時間労働の是正など、仕事と生活の調和がとれる働き方の見直し」(約60%)、「子どもの医療費にかかる経済的負担への支援」(約51%)となっている。
- 本結果をみると、「働きながら子育てができる環境整備ならびに経済的負担への支援」を期待していることがうかがえる。



【出典】富山県 HP「富山県少子化対策・子育て支援条例(仮称)に関する意見募集」

図 4-14 少子化対策・子育て支援に対する希望

「富山県県政世論調査 20年度調査結果」より

施策の展望について

- 年代別に見ると、30代の最も子育てに取り組む世代で「子育ての支援」を上位に上げている。

表 4-4 施策の展望

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
20～29歳 N = 99	景気対策 30.3	雇用の確保と創出 24.2	医療の充実 23.2	子育ての支援 20.2	若者や中高年の活躍の場の拡大 16.2 オープンでわかりやすい県政 16.2
30～39歳 N = 125	医療の充実 36.8	子育ての支援 30.4	景気対策 29.6	家庭や地域における健やかな子どもの育成 20.0	高齢者福祉の充実 18.4
40～49歳 N = 154	医療の充実 36.4	景気対策 34.4	高齢者福祉の充実 18.8	子育ての支援 17.5	雇用の確保と創出 15.6
50～59歳 N = 182	景気対策 42.9	医療の充実 32.4	高齢者福祉の充実 26.9	子育ての支援 20.9	雇用の確保と創出 20.3
60～69歳 N = 160	景気対策 40.6	医療の充実 38.8	高齢者福祉の充実 31.9	子育ての支援 19.4	農業生産の振興 14.4
70歳以上 N = 184	高齢者福祉の充実 29.9	医療の充実 24.5	景気対策 19.6	子育ての支援 9.8 障害者福祉の充実 9.8 生活交通の確保 9.8	
全 体	景気対策 33.1	医療の充実 32.2	高齢者福祉の充実 24.0	子育ての支援 19.0	雇用の確保と創出 15.2

(3) 子育て支援施策の各県の取組状況

少子化の進展の中で、各県では、全国に先駆けた取組など、少子化対策として、子育て支援に積極的に取り組んでいる。4県で取り組まれる子育て支援施策の特徴としては、事業者も含めた地域一体での子育て支援と、女性就業率及び共働き世帯比率の高さを背景とした子育て世代への就労支援との2本柱の施策展開となっている。

1) 富山県の子育て支援等への取組

富山県では、平成15年7月に成立・公布された「少子化対策基本法」ならびに「次世代育成支援対策推進法」を受けて、「未来とやま 子育てプラン(次世代育成支援富山県行動計画)」(平成17年3月)が策定されている。富山県では、少子化対策・子育て支援を県政の最重要課題と位置付け、保育サービスの充実や仕事と子育ての両立支援、次世代の育成などに積極的に取り組んでいる(下図参照)。



また、少子化対策・子育て支援を効果的に実施し、社会全体で子育て支援していく
 県民意識の醸成を図りながら、県民全体による取組とすることを目的として、「富山
 県少子化対策・子育て支援条例（仮称）」の制定が検討されており、パブリックコメ
 ントも実施されている（平成20年12月19日～平成21年1月22日）。

次表に富山県における少子化対策、子育て支援策の一覧を示す。

表 4-5 富山県における少子化対策、子育て支援の取組

担当部局	推進計画	条例	事業名
知事政策室 少子化対策・子育て支援担 当	未来とやま子 育 て プ ラ ン （次世代育成 支援富山県行 動計画）		とやま子育て応援団 少子化を考える国民の集い～みんな で支え育む“とやま”を目指して～
厚生部 児童青年家庭課 管理係			少子化対策・子育て支援施策に関す る新しいプランのネーミングを募集 母子家庭自立支援給付金
厚生部 児童青年家庭課 子育て支援班			とやまで愛（出会い）サポート事業 がんばる子育て家庭支援融資 富山県の子育て支援ページ
厚生部 児童青年家庭課 家庭係			母子・寡婦家庭への貸付資金 児童手当
厚生部 医務課 医務係			小児救急医療ガイドブック
厚生部 健康課 母子・歯科保健係			富山県不妊治療費助成事業
商工労働部 経営支援課 金融係			設備投資促進資金（少子化対策枠）
商工労働部 労働雇用課 教育福祉係			事業所内保育施設推進事業補助金 「元気とやま！仕事と子育て両立支 援企業」を募集します！ お父さんの子育て参加体験談の紹介 富山県若者就業支援センター（ヤン グジョブとやま）
経営管理部 文書学術課 高等教育振興係			富山県大学院奨学資金
教育委員会 生涯学習・文化財室 振興 班			富山県放課後子どもプラン 子どもほっとライン
生活環境文化部 男女参画・ボランティア課 男女共同参画係			女性のチャレンジ（就職、起業、キ ャリアアップなど）
富山食育推進協議会 農林水産企画課内 とやま食育ひろば 富山県食育推進会議			とやま食育ひろば
生活環境文化部 男女参画・ボランティア課 男女共同参画係	富山県民男女 共同参画計画	富山県男女共 同参画推進条 例	
厚生部 児童青年家庭課 管理係		富山県青少年 健全育成条例	青少年についての相談機関一覧

2) 石川県の子育て支援等への取組

石川県では、地域社会全体による子育て支援、子育てをする雇用労働者への配慮など、子どもに関する一貫した施策を総合的に推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的として、平成 19 年 3 月、「いしかわ子ども総合条例」が制定されている。

なお、条例制定に先立ち、石川県の全額出資により子どもを生き育てやすい環境をつくることを目的とした「いしかわ子育て支援財団」(平成 8 年)が設立され、さらに、「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年 7 月)に基づく行動計画として、「いしかわエンゼルプラン 2005」(平成 17 年)が策定されるなど、子育て先進県として様々な取組が行われている。

次に石川県における少子化対策、子育て支援策の一覧を示す。



図 4-16 いしかわ子育て支援
シンボルマーク

表 4-6 石川県における少子化対策、子育て支援の取組

担当部局	推進計画	条例	事業名
健康福祉部 少子化対策監室 子ども政策課	いしかわエン ゼル プ ラ ン 2005	子ども総合条例	いしかわの次世代育成支援 ワーク ライフバランス企業のご紹介 いしかわ子育て支援 シンボルマークをご利用くださ い! 無職少年の支援
健康福祉部 少子化対策監室 子育て支援課			児童手当制度 多子世帯の保育料軽減(多子世帯 子育て支援事業) ひとり親家庭を支援します(ひと り親家庭福祉制度) 不妊治療費助成について
健康福祉部 少子化対策 監室 子育て支援課 管理・保育グループ			認定こども園
健康福祉部 少子化対策 監室 子育て支援課 母子保健グループ			石川県妊娠 110 番のご案内
健康福祉部 少子化対策 監室 子ども政策課 健全育成グループ			石川県放課後児童クラブ運営基準 の策定について
健康福祉部 医療対策課			石川県内のこども救急
健康福祉部 厚生政策課 管理・援護グループ			いしかわ子育てバリアフリーマッ プ
産業人材政策室			ジョブカフェ石川
県民文化局 男女共同参 画課 啓発普及グループ	いしかわ男女 共同参画 プラ ン	石川県男女共同 参画推進条例	

3) 福井県の子育て支援等への取組

福井県では、「ふくいっ子エンゼルプラン」(平成8年)、「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」(平成13年)が策定されるなど、子育て支援のための様々な施策が展開されている。その後、合計特殊出生率が他県と比べ高いものの、減少傾向にあることから、「少子化対策基本法」並びに「次世代育成支援対策推進法」の制定を受けて、「福井県 元気な子ども・子育て応援計画」(平成17年3月)が策定された。

具体的には、地域における子育ての悩みや不安に対応した相談員「子育てマイスター」の導入や、多様な勤務形態を取り入れるなど、子育てしやすい労働環境づくりを進め、特に男性の子育てを応援する企業を表彰する「父親子育て応援企業」等の募集など、子育て支援に積極的に取り組んでいる。

次表に福井県における少子化対策、子育て支援策の一覧を示す。

表 4-7 福井県における少子化対策、子育て支援の取組

担当部局	推進計画	条例	事業名
健康福祉部 子ども家庭課			福井県の少子化対策 ふくい3人っ子応援プロジェクト
健康福祉部 健康増進課			福井県特定不妊治療費助成事業 について
産業労働部 労働政策課 労働環境改善グループ			福井県子育て支援奨励金制度
健康福祉部 子ども家庭課	福井県 元気な子ども・子育て応援計画		子育てマイスターの募集について すみずみ子育てサポート事業 すまいるFカード事業 福井県子育て支援情報 「ふくいエンゼルねっと」 結婚相談事業 母子家庭等日常生活支援事業 母子寡婦福祉資金貸付金 「父親子育て応援企業」の普及
健康福祉部 子ども家庭課 子育て支援グループ			父親の子育て力向上推進事業の募集について
総合福祉相談所			24時間・365日電話相談事業
産業労働部 労働政策課 労働環境改善グループ			仕事と子育ての両立支援パンフレット
健康福祉部 健康増進課 健康づくりグループ			幼児期からのよい食習慣定着事業 実践報告集
総務部 男女参画・県民活動課	福井県男女共同参画計画 配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画	福井県男女共同参画推進条例	
安全環境部 県民安全課	福井県青少年育成アクションプラン	福井県青少年愛護条例	

4) 新潟県の子育て支援等への取組

平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受けて、新潟県でも子育て支援に関わる計画「新潟県次世代育成支援行動計画」が平成 17 年 3 月に策定されている。合計特殊出生率の経年的低下を背景に、市町村・県だけでなく、企業・職場や地域も含めた社会全体で子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことを目的としている。

また、女性が能力を發揮しやすい環境を整備し、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として、新潟県及び県民各界各層の参画により（財）新潟県女性財団が設立され、「新潟県女性センター」を拠点に、県内の女性に関する問題についての啓発、調査研究、社会的活動に対する支援等を行われている。

次表に新潟県における少子化対策、子育て支援策の一覧を示す。

表 4-8 新潟県における少子化対策、子育て支援の取組

担当部局	推進計画	条例	事業名
福祉保健部 児童家庭課 少子化対策・保育係	新潟県次世代育成支援行動計画		子どもはみんなの「たからもの」
福祉保健部 児童家庭課 家庭福祉係	新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画		
福祉保健部 健康対策課 母子保健係			新潟県周産期医療ネットワーク ごきげんベイビー
福祉保健部 児童家庭課 家庭福祉係			ひとり親家庭等医療費助成事業 自立支援給付金事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業
県民生活・環境部 男女平等社会推進課 企画調整係	新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン） 新潟・新しい波 男女平等推進プラン（推進状況）	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	
福祉保健部 児童家庭課 青少年育成係		新潟県認定こども園の認定の基準等に関する条例 新潟県青少年健全育成条例	

4.1.2. 高齢者の生活環境について

高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として「高齢社会対策大綱」（平成13年12月28日閣議決定）が策定され、これに基づいて総合的な高齢社会対策の推進が図られている。

そうしたなか、今後の高齢社会対策の在り方等について検討することを趣旨として、平成17年12月、「今後の高齢社会対策の在り方に関する検討会 第1回」（内閣府政策統括官決定）が開催され、平成19年12月の第9回の後、報告書がとりまとめられている。

また、内閣府の「健康現役社会」が平成20年7月、国土交通省では、「国土交通省における高齢社会対策の進捗状況」が平成18年7月にまとめられている。

表 4-9 「今後の高齢社会対策の在り方に関する検討会 報告書」 概要

課 題	考慮すべき点
1. 高齢者は支えられる者という固定的なイメージ 2. 意欲ある高齢者の就労・社会参加の遅れ 3. 支えを必要とする高齢者の増加等による支える力の不足 4. 高齢期に備えた予防や準備の不足 5. 高齢者の日常生活に対する見守り、支えの不足 6. 高齢者が巻き込まれる事件・事故やトラブルの増加	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の高齢者が相当数存在する ・所得格差も一般世帯に比べて大きい ・要介護など健康面での不安がある高齢者も相当数いる ・高齢者を支えるセーフティネットとしての持続可能な社会保障制度は今後も不可欠
方 策	
1. 高齢者に対する国民の意識改革 2. 高齢者の就労の促進 3. 地域で高齢者を支える取組の支援 4. 健康で自立した高齢期への準備 5. 高齢者の日常生活に地域の目が行き届いている安心な生活環境づくり 6. 高齢者が犯罪トラブルから安全に暮らせる生活環境づくり 7. 高齢社会対策の効果的な実施	

【出典】内閣府 HP「今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会」

表 4-10 「健康現役社会」の実現に向けた取組

主な新規・拡充事項の柱
1. 社会保障制度の「安心」の確保と強化 ・「高齢者安全住空間整備事業」による介護基盤施設の促進（厚生労働省とのタイアップ事業） 2. エイジフリーの勤労環境の整備 3. 高齢者の知恵と経験を活かす仕組み 4. 安心な長寿生活のための資産の活用 ・住宅金融支援機構による支援の拡充（住宅改良資金などのためのリバースモーゲージを融資保険制度の対象化） ・高齢者等の住み替え支援（持ち家を子育て世帯などに転貸し、高齢期に適した住まいへの住み替えを行う高齢者等を支援） 5. 家族やコミュニティにおける絆の強化 ・三世同居・近居への支援（住宅金融支援機構の証券化支援事業における親子リレー返済制度やUR賃貸住宅（新規供給）における近居に関する優遇措置） 6. 新技術による健康寿命延伸

【出典】内閣府 HP 「「健康現役社会」の実現に向けた取組みについて」

表 4-11 国土交通省における高齢社会対策の進捗状況について

高齢化社会における実現目標	
1. 全ての人々の暮らしを快適にする バリアフリー化された生活環境 2. 子育てをしやすい生活環境 3. 高齢者が安心して暮らせる生活環境	 <p>平成 17 年 7 月 「ユニバーサルデザイン政策大綱」</p>

【出典】内閣府 HP 「国土交通省における高齢社会対策の進捗状況」について

それらを概観すると、以下の4点に取りまとめられる。

- ・ 高齢者に対する医療・福祉など社会保障の充実
- ・ 健康で生きがいのある就業・社会参加機会の確保
- ・ 防犯、バリアフリーなど安全・安心な生活環境の充実
- ・ 地域で支えるコミュニティの充実

(1) 本調査で対象とした既往アンケート調査

高齢者の暮らしに関して、国機関や県などの自治体において実施されたアンケート調査等を整理し、全国及び北陸圏における高齢者の生活環境実態について把握した。

なお、高齢化が問題となっている中山間地域、さらには人口減少・高齢化の進んだ集落における課題も参照する。

以下に収集し、参考としたアンケート調査の概要を示す。

1) 国実施の各種調査

内閣府では、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、高齢社会対策の施策分野である、「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」等について、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」と、諸外国の高齢者、高齢者一人暮らし・夫婦世帯、企業退職経験者等の特定高齢者等を対象に、高齢社会の多様な課題についての意識に関する調査を行う「政策研究調査(高齢化問題基礎調査)」を毎年計画的に実施している。平成6年度以降に実施された調査は、次頁のとおりである。

表 4-12 内閣府でこれまでに実施した調査一覧

年度	分類	調査名
平成 18 年度		高齢者の経済生活に関する意識調査
		地域における高齢社会対策の現状と課題に関する調査 ～市区町村アンケート～
平成 17 年度		高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査
		世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査
		高齢者の生活と意識 第 6 回国際比較調査
平成 16 年度		高齢者の日常生活に関する意識調査
平成 15 年度		高齢者の地域社会への参加に関する意識調査
		年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査
平成 14 年度		高齢者の健康に関する意識調査
		一人暮らし高齢者に関する意識調査
平成 13 年度		高齢者の経済生活に関する意識調査
平成 12 年度		高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査
		高齢者の生活と意識 第 5 回国際比較調査
平成 11 年度		高齢者一人暮らし・夫婦世帯に関する意識調査
平成 10 年度		高齢者の日常生活に関する意識調査
		児童・生徒の高齢化問題に関する意識調査
平成 9 年度		高齢者の地域社会への参加に関する意識調査
		企業退職経験者の意識調査
平成 8 年度		高齢者の健康に関する意識調査
		中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査
平成 7 年度		高齢者の経済生活に関する意識調査
		高齢者の生活と意識 第 4 回国際比較調査
平成 6 年度		高齢者の住宅と生活環境に関する調査
		高齢者一人暮らし・夫婦世帯に関する調査

(「分類」の凡例： 高齢者対策総合調査、 政策研究調査、 高齢化問題基礎調査)

【出典】内閣府 HP

<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/kenkyu1.htm>

これら調査より、以下の調査を参照する。

「高齢者の日常生活に関する意識調査」(内閣府)

高齢者の日常生活の状況、生活の満足度、衣食住をはじめ、家事、外出、日常的楽しみ、日常生活の情報に関する満足度など、日常生活全般の実態と意識を把握することを目的に実施された調査である。

「高齢者の日常生活に関する意識調査」調査概要

調査期間 : 平成 16 年 11 月 18 日～平成 16 年 12 月 5 日
 調査対象 : 全国の 60 歳以上の男女 (標本数 4,000)
 調査方法 : 調査員による面接聴取法
 回答数 : 2,862 件 (回収率 71.6%)

「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(内閣府)

高齢者の住宅と生活環境に関する意識等を把握し、今後の関係施策の推進に資することを目的として実施された調査である。

「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」調査概要

調査期間 : 平成 17 年 12 月 8 日～平成 18 年 1 月 9 日
調査対象 : 全国の 60 歳以上の男女(標本数 3,000)
調査方法 : 調査員による面接聴取法
回答数 : 1,886 件(回収率 62.9%)

「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(内閣府)

核家族化の進行等により高齢者の一人ぐらし・夫婦のみの世帯が増加していることを踏まえ、彼らの生活上の心配ごとをはじめ、家計、健康及び福祉などに関して、その実態と意識を把握することにより、今後の関係施策の推進に資することを目的として実施された調査である。

「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」調査概要

調査期間 : 平成 18 年 1 月 6 日～平成 18 年 1 月 30 日
調査対象 : 65 歳以上の者 1 人のみの世帯の男女 / 夫婦とも 65 歳以上で
夫婦のみの世帯の男女 / 特に属性を限定しない世帯の 65 歳以上の
男女(標本数 4,500)
調査方法 : 調査員による面接聴取法
回答数 : 2,756 件(回収率 61.2%)

人口減少・高齢化の進んだ集落等を対象とした「日常生活に関するアンケート調査」の集計結果(中間報告)(国土交通省国土計画局)

65 歳以上の高齢者人口が 50%以上の集落を含む一定の地区を全国から 20 地区選定し、各地区において住民参加の集落づくりワークショップを開催するとともに、各地区在住の世帯主を対象にして実施された調査である。

「人口減少・高齢化の進んだ集落等を対象とした「日常生活に関するアンケート調査」の集計結果(中間報告)」調査概要

調査期間 : 平成 20 年 8 月～平成 20 年 9 月
調査対象 : 65 歳以上の高齢者が人口の 50%以上の集落を含む地区に居住する世帯主(全国から 20 地区選定)(対象世帯数 2,642)
調査方法 : 各自治体・町会を通じた直接配布・回収(一部郵送)
回答数 : 1,849 件(回収率 70.0%)

2) 県等実施の各種調査

「高齢者生活意識調査」(富山県)

富山県では、平成13年10月に、「高齢者生活意識調査」を実施している。

この調査は、多くの元気な高齢者から、健康維持法、生きがい、元気で暮らすための生活法や、不安、県、市町村に対する要望などについて、幅広く聞き取りを行ったものであり、「明るい長寿社会」の創造に向けた行政の諸施策に活かすことを目的としている。

「高齢者意識調査」調査概要

調査期間 : 平成14年11月27日～平成15年1月6日

調査対象 : 平成13年10月1日現在、富山県内在住の60歳以上高齢者(309,874人)の市町村別構成をもとに、平成14年4月1日現在の60歳以上高齢者から、市町村毎に単純無作為法により4,975人を調査対象者に抽出

調査方法 : 郵送法

回答数 : 3,604件(回収率72.4%)

「福井の暮らしをより良くするためのアンケート」(福井県)

「新元気宣言」で掲げた「暮らしの質」の向上を実感できるよう、施策の充実化に向けて、県民一人ひとりの満足や希望を把握することを目的として実施したアンケート調査である。

「福井の暮らしをより良くするためのアンケート」調査概要

調査期間 : 平成19年11月9日～平成19年11月26日

調査対象 : 福井県内に居住する満20歳以上の5,000人

調査方法 : 郵送法

回答数 : 2,416件(回収率48.3%)

「東京大学との共同による集落の現状に関するアンケート調査について」(福井県)

全国の中山間や過疎地域等の集落では、人口減少・高齢化による耕作放棄地の増加や集落機能の維持が困難となるなどの課題が生じている。福井県内の高齢化の進んだ集落の状況を把握するため、市・町および東京大学ジェロントロジー(健康長寿学)研究部門と共同で実施したアンケート調査である。

「東京大学との共同による集落の現状に関するアンケート調査」調査概要

調査期間 : 平成20年10月

調査対象 : 65歳以上が50%以上を占める県内99集落(平成20年5月末日現在)の区長

回答数 : 73集落(回答率73.7%)

「新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査 報告書」（新潟県）
「夢おこし」政策プラン推進のために実施された県民意識調査である。

「福井の暮らしをより良くするためのアンケート」調査概要

調査期間 : 平成 20 年 11 月 4 日～平成 20 年 11 月 14 日
調査対象 : 新潟県内に居住する 20 歳以上 75 歳以下の男女個人
調査方法 : 調査票の配布・回収とも郵送による自記式アンケート
回答数 : 1,233 件 (回収率 61.7%)

「中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査結果 報告書」（新潟県十日町市）

新潟県十日町市では、平成 19 年 12 月に「中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査結果 報告書」をとりまとめている。この調査は、十日町市において、65 歳以上の人口が 50%以上を占める集落が、今後ますます増加し、個々の集落の高齢化率が深刻化していくことが懸念されることから、改めて施策を見直すとともに、総合的な施策を検討することを目的として、実施されたものである。

「中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査」調査概要

調査期間 : 平成 19 年 8 月
調査対象 : 集落代表者用と世帯用
調査方法 : 戸別配布・戸別回収
回答数 : 498 件 (回収率 77.2%)

(2) 既往アンケート等調査からみた特徴

1) 日常生活の外出状況

高齢者の外出実態

- 外出頻度は、概ね 8 割の方は月に数回程度は外出しており、ほぼ毎日出かける人は、10～30%程度である。
- 外出目的は、「買い物」、「通院」が多い。なお年代と外出目的の関係に着目すると、年代が上がることにより上昇する目的は「通院」、一方、「買い物」や「趣味・娯楽」、「仕事」は年代とともに低下する傾向にある。年代に関わらない項目としては、「散歩」、「知人や親戚訪問」、「デパート等への買い物」がある。なお、85歳以上において「通院」目的が減少するデータもある。
- 外出手段については、「自家用車（自分で運転、同乗）」と「バス」が多い傾向にある。なお、都市部では、比較的「自転車」や「徒歩」の割合が高いものと想定される。

外出の機会は、今後ますます増加するものと想定され、「バス」を利用する人が多いことから、公共交通の利便性向上が必要になってくる。

外出目的において、注目すべき点は、後期高齢者において「通院」目的の外出が減ること、そして「デパート等への買い物」は年代に格差がないことである。後期高齢者については、通院のための移動対策や在宅診療が重要になることを示唆し、「デパートへの買い物」は都市間移動の活性化、つまり広域交通基盤の整備やバリアフリー化の重要性を意味すると考える。

「高齢者生活意識調査」より

外出状況について

- 「ほぼ毎日外出」と「ときどき外出」の合計は全体で80%を超えている。

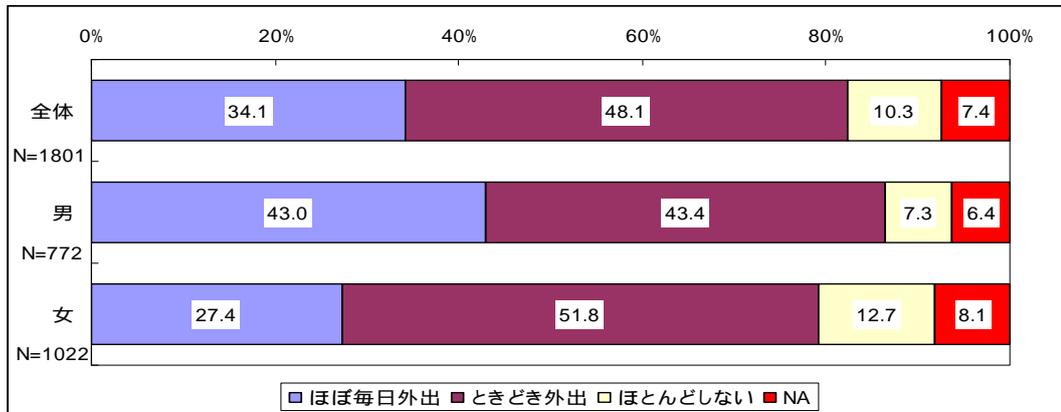


図 4-17 外出状況

外出事由について

- 外出事由は男女ともに「近所の買物」と「通院」が高い。

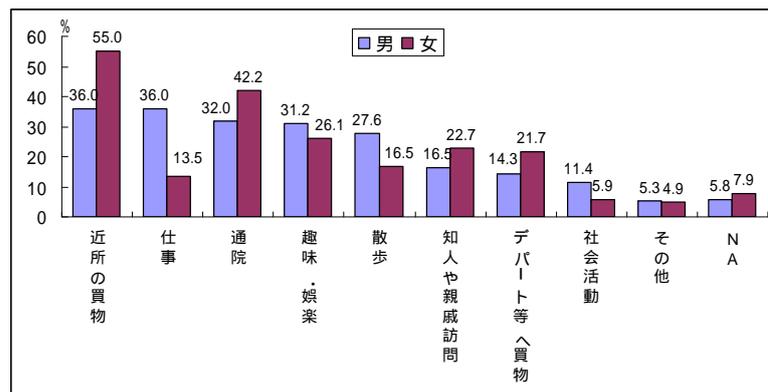


図 4-18 外出事由

- 高齢になるほど通院が増え、近所の買い物や趣味・娯楽は低下するが、「散歩」は年代の差が少ない。高齢になるほど体力等が低下するため、通院など高齢者自身が外出の必要性が高いと考える項目に絞られる傾向があると考えられる。

- 1) 年代とともに低下する項目：「近所の買い物」「趣味・娯楽」「仕事」など
- 2) 年代とともに上昇する項目：「通院」
- 3) 年代の差が小さい項目：「散歩」「知人や親戚訪問」「デパート等へ買物」

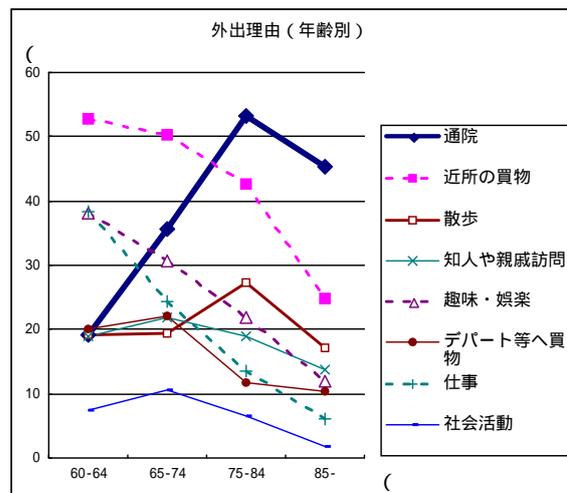


図 4-19 外出事由 (年代別)

「高齢者生活意識調査」より

外出時の交通手段について

- 外出時の主な交通手段は「自家用車」が突出しており、公共交通の割合はバス、鉄道ともに低い。

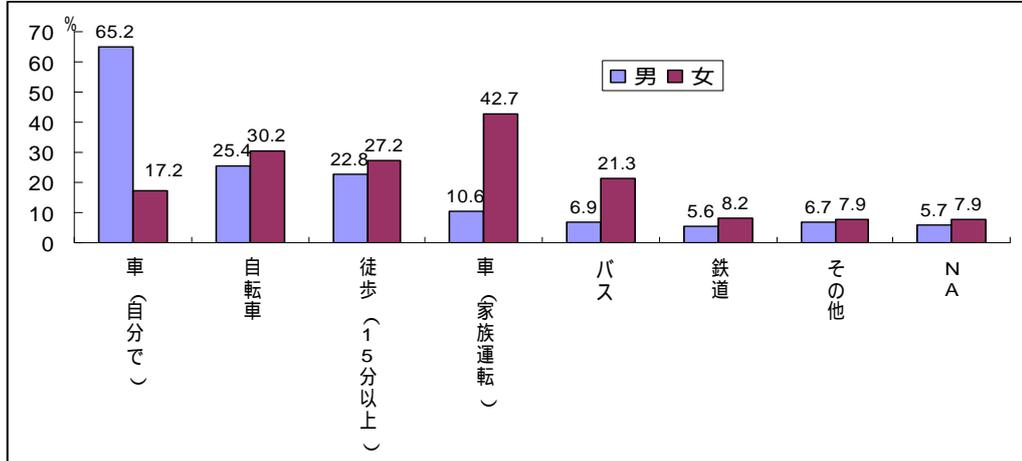


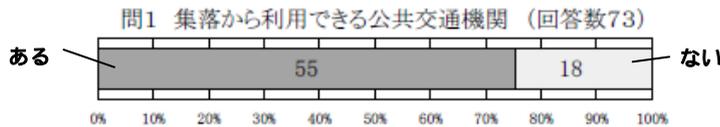
図 4-20 外出時の交通手段

「東京大学との共同による集落の現状に関するアンケート調査」より

集落から利用できる公共交通機関の有無と公共交通機関の利便性について

問1 集落から利用できる公共交通機関はありますか。

(1. ある 2. ない)



問2 問1で公共交通機関が「1. ある」と答えられた方について、公共交通機関の利便性はいいですか。

(1. 利便性はいい 2. 利便性は悪い 3. 分からない)

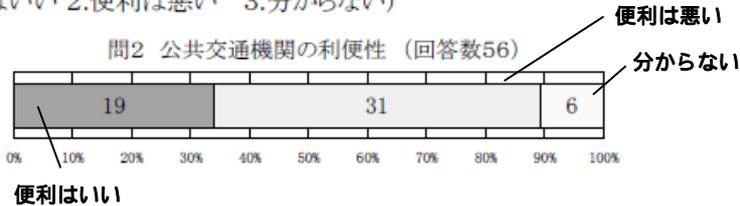
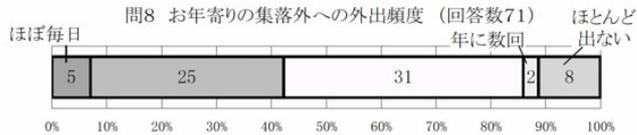


図 4-21 集落で利用できる公共交通機関の有無と利便性

「東京大学との共同による集落の現状に関するアンケート調査」より
 集落内のお年寄りの外出頻度、目的、手段について

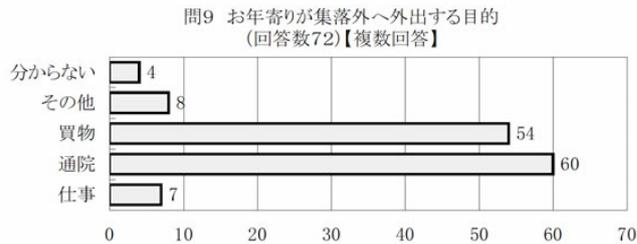
問8 集落内のお年寄りは、普通どれくらいの頻度で、集落の外へ出かけますか。

(1.ほぼ毎日出かける 2.週に数回程度 3.月に数回程度 4.年に数回程度 5.ほとんど出ない 6.分からない)



問9 集落内のお年寄りが集落外へ出かける場合、主な目的として何が考えられますか。

(1.仕事 2.通院 3.買い物(食料や生活必需品など) 4.その他 5.分からない)



問10 集落内のお年寄りが集落外へ出かける場合、主にどのような移動手段を使うと考えられますか。

(1.自動車(お年寄り自らが運転) 2.バス 3.タクシー 4.自転車 5.徒歩 6.子どもや近所の人などによる送迎 7.その他 8.分からない)

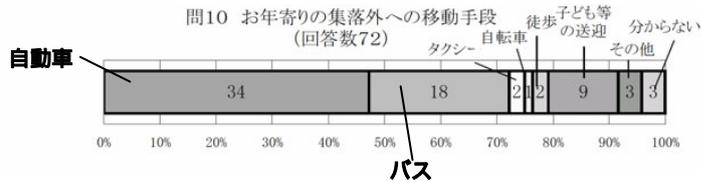


図 4-22 集落内のお年寄りの外出頻度、目的、手段

「中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査結果 報告書」より
 生活必需品の買い物先について

- 生活必需品の買い物先は、集落内が 14%、同一小学校区内が 16%、隣の小学校区内が 5%、移動販売車と宅配利用が合わせて 25%、その他が 36%であった。その他は、自動車等によってかなり遠くまで買い物に出かけていることを意味している。

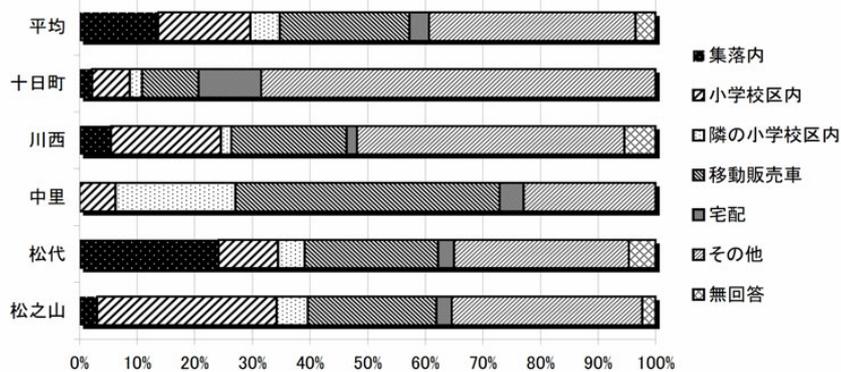


図 4-23 生活必需品の買い物先

生活必需品の交通手段について

- 全体では、自家用車が64%、バスが11%、自転車・バイクが7%、徒歩が7%、利用しないが5%、隣近所に買い物を頼む又は乗せていってもらうが4%、タクシーが0.4%であった。

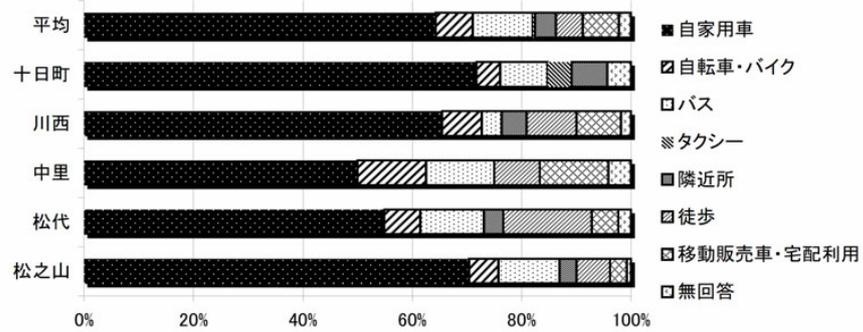


図 4-24 生活必需品の交通手段